

## 『律書残篇』と蝦夷・隼人

伊 藤 循

### 要 約

『律書残篇』は8世紀における諸国の郡郷里数の記録をふくむ貴重な史料である。『律書残篇』において七道と並んで記載される河東十六州は、化外の帰服蝦夷を基盤とし8世紀前期にまで遡及しうる地域観念である。そこには天皇・律令国家の統治意識・版図観念が看取される。また、『律書残篇』によれば、8世紀前期の薩摩国では、隼人域に特徴的な1郡1郷に象徴される郷里制や郷戸・房戸制の再編成が行われ、律令制的な国郡制や籍帳支配が進展していた可能性がうかがわれる。蝦夷・隼人政策の目的を版図拡大に求める見解が近年有力であるが、『律書残篇』の分析によれば、東西辺境の支配政策は版図拡大にとどまらない歴史的意義をもつ可能性が指摘される。

キーワード：蝦夷 隼人 河東十六州 日河之東 郷里制

### I はじめに

延暦16年(797)以後に編述されたとされる『律書残篇』には、8世紀前期における35か国の郡・郷・里数の記録が残る。小稿はこれを分析し、8世紀前期の東の辺境の蝦夷、西の辺境の隼人にたいする律令国家による支配の基本的性格を究明することを意図している。近年の研究では、古代国家による蝦夷・隼人政策の目的を「未服の地」にたいする版図拡大とするのが通説的理解である。しかし、小稿では『律書残篇』の分析によって、蝦夷域については化外であっても古代国家の版図観念が存在したこと、蝦夷政策には版図拡大にとどまらない意味があったことを明らかにしたい。また、隼人政策については、『律書残篇』の分析から、隼人は8世紀前期にはすでに律令制的支配に編成されており「化外」とはいえないこと、隼人域における版図拡大は蝦夷と同列には論じられないことを明らかにしたい。

現存の『律書残篇』写本は首尾ともに闕失しているが、残存している内容は、①名例律の規定を中心とする注疏雑記、②全土の国郡郷里数をまとめた総記に相当する記載、③総記に集約されている個々の国の具体的な郡郷里数、京からの行程、国司四等官の名称などの記載によって構成されている。行論の便宜上①は「律書」、②は「国

郡部総記」、③は「諸国郡郷里記載」と略記する。

『律書残篇』の引用は改訂史籍集覧廿七によった。なお、重要文化財の本書古写本の影印本として刊行され、国会図書館デジタルコレクションで公開されている『古律書残篇』（古典保存会、1934）と照合した。また、引用史料の『日本書紀』は『書紀』、『続日本紀』は『続紀』、『類聚国史』は『類史』、『和名類聚抄』は『和名抄』と略記する。

## II 『律書残篇』と蝦夷域の支配

### 1 「国郡部総記」の河東十六州と「日河之東」

『律書残篇』の「諸国郡郷里記載」は、諸国を近流・中流・遠流という刑罰の三流の地域に区分したものである（67国中35国の記載が残る）。小稿ではまず、これを集約する「国郡部総記」（次掲の【史料1】）にみえる「河東十六州」は、律令国家の化外の特定の蝦夷域にかかわる用語であることを明らかにしたい。

【史料1】 『律書残篇』の「国郡部総記」（行論の便宜上 [A] から [D] に区分する。

引用史料中の〈 〉内は、本来細字双行である。以下の引用史料も同じ）

[A] 日本国六十七、[B] 郡五百五十五、郷四千十二、里万二千卅六、〈[C] 左京条九、a防卅六、右京条九、b防c卅三、〉[D] 七道河東十六州、

[A] は律令制国の総数、[B] は全国の郡・郷・里それぞれの総数、[C] は平城京の条・坊の総数を記す。下線部 a・b の「防」は写本の転写過程における [坊] の誤写であり、下線部 c の右京の坊数「卅三」も「卅六」の誤写であろう。この [C] の都城が、[A] の国や [B] の郡郷里と截然と区別されているのは、都城が天皇の固有の空間だからである。問題となる [D] の「七道河東十六州」の七道は全国67国の上位の地域・行政区分だから、本来 [A] には「日本国七道（あるいは「道七」）、国六十七」とあるべきだろう。にもかかわらず、[D] において七道の次に河東十六州を記したのはなぜか。唐の行政区分は道一州一県一郷一里であるのにならして、『律書残篇』の「国郡部総記」に記される日本の行政区分は道一国一郡一郷一里である。[A] [B] において、令制の国郡里ではなく靈龜3年—天平12年（740）の時期に限定される国郡郷里（岸俊男1951、鎌田元一1991）が記されたのは、唐の州県郷里に対応させるためだった可能性がある。とすると、[D] の河東十六州はこれと並記されている七道の「道」に対応する地域観念であり、河東十六州は「河東道」の16州ということになる。

そして、七道の道の下位は国であるのにならして、[D] において「河東道」の下位を州としたのは、河東十六州が日本国の七道諸国とは異質の存在だったことによるのではないか。さらに、七道が国郡郷里制による実効的支配下にあった化内の総称だ

とするなら、七道諸国と同じ地域区分の次元に位置しながら、国郡郷里制下でない河東十六州は天皇（律令国家）の実効的支配外の化外とすることが可能ではないか。

以上のように、河東十六州が化外にかかわる地域観念だとすれば、具体的にどの地域になるのか。横山貞裕氏は、河東十六州は次掲の【史料2】にみえる「日河之東」だとし、これらを蝦夷域に比定する（横山1974）。

【史料2】 『日本後紀』延暦16年（797）2月己巳条（『統紀』撰上の上表文の一部）  
行論の便宜上、①～③に区分する）

（前略） ①遂使<sub>レ</sub>仁被<sub>レ</sub>渤海之北<sub>ニ</sub>。貂種帰<sub>レ</sub>心。②威振<sub>レ</sub>日河之東<sub>ニ</sub>。毛狄屏<sub>レ</sub>息。③化<sub>レ</sub>前代之未<sub>レ</sub>化。臣<sub>レ</sub>徃帝之不<sub>レ</sub>臣。（後略）

横山氏は、②にみえる「日河之東」の「日河」は日高見川の略称であり、当時日高見川と呼ばれ、岩手県の蝦夷域を南北に貫流する現北上川だとし、「日河之東」を日高見川の東部域だとした（横山1974、p90）。鈴木拓也氏も、延暦8年（789）の律令国家による第1次蝦夷征討で征夷軍が蝦夷の族長の阿弼流為らに惨敗を喫した場所を「日河之東」とし、これを日高見川の東としている（鈴木拓也2008、p204）。「日河之東」と「河東」の共通性からも、河東十六州を日高見川の「東」とすることは妥当であろう。

河東十六州と同じ地域だとされる「日河之東」とは、具体的にどの地域をさすのだろうか。これについて、日高見川の東の地域（岩手県域）として比較的限定的にとらえる上記の見解にたいして、【史料2】②の「日河」は福島県最南部の「白河」の誤りであり、これにつづく「毛狄」を太平洋岸の「毛人（蝦夷）」と日本海側の「狄人」の双方を意味するとして、「日河之東」を白河以東（実際には以北）の東北地方だとする説がある（黒板伸夫他編2003、p1118補注）。しかし、「日河」の「日」を「白」とする写本が存在しない以上（黒板伸夫他編2003、p100）、日河を白河の誤りとするのは困難である。また、六国史には太平洋側のエミシを「蝦夷」、日本海側のエミシを「蝦狄」と表記する例、両方のエミシを「蝦夷」と表記する例はあるものの、「毛狄」の例は他にはない。さらに、「狄」を太平洋側のエミシにも用いることがあり（『統紀』天平9年4月戊午条）、「毛狄」の語からどの地域のエミシなのかを確定することはできない。「日河之東」がさす具体的な地域については、あくまで【史料2】の文脈と当該段階の歴史的條件から導き出すしかない。

8世紀末ごろには、宮城県北部の沿岸や内陸地域にまで建郡がすすんでいた。これらの地域より以東（実際には以北）は化外の蝦夷域であった。【史料2】の①には、「桓武天皇の徳化は（化外である）渤海の北にまでおよび、貂種（渤海国人）を心服させた」とあり、③には渤海と蝦夷について、「桓武天皇はこれまでの天皇の教化に従わない（化外の）勢力を教化し、不臣の勢力を臣従させた」とある。教化・臣従させた一方の渤海は渤海全土であるから、もう一方の②の「日河之東」の蝦夷も太平洋側だ

けでなく、日本海側をふくめた化外の蝦夷域を意味していると考えられる。

## 2 「河東十六州」観念の存在年代

【史料2】の「日河之東」と【史料1】の「河東十六州」が地域的に重なるとするなら、七道の外部に位置する河東十六州の地域観念は、(1)どの時代に存在し、(2)律令国家とどのような関係にあったのか。まず、本節では(1)の河東十六州という地域観念が存在した時代について究明したい。

【史料1】の存在年代について緻密な考証を行ったのは、坂本太郎氏である（坂本1928）。その考証は、「国郡部総記」につづく「諸国郡郷里記載」と密接に関連している。「諸国郡郷里記載」の3番目の河内国の記載を【史料3】として次に掲げる<sup>(1)</sup>。

【史料3】『律書残篇』河内国の記載（行論の便宜上、[E] [F] [G] [H] に区分する）

[E] 河内国〈[F] 郡十四、郷九十六、里百九十一、[G] 去<sub>レ</sub>京行程半日〉[H] 守、介、掾大少目、四位以下、

個々の国の記載は【史料3】のように、[E]の国名、[F]の郡・郷・里数、[G]の京からの行程、[H]の国司四等官の名称・位階によって構成される。坂本氏の緻密な考証によれば、[E] [F] [G]は養老5年(721)4月～天平9年(737)12月の時期の記録ということになる。ただし、[H]の四等官構成は仁寿3年(853)以降の制度によるとしている。[E] [F] [G]の年代観は【史料3】の[B]みえる郷里制の施行期間が霊龜3年(717)～天平12年(740)とされていることとも整合的である。それでは、【史料3】に代表される「諸国郡郷里記載」をまとめた【史料1】にみえる河東十六州についても、養老5年(721)～天平9年(737)の間の記録とすることはできるのだろうか。

既述のとおり、【史料3】の[H]が仁寿3年(853)以降のものだとするなら、【史料1】の[A]～[D]のすべてが、養老5年(721)～天平9年(737)の間のものであったとは必ずしもいえない。そもそも河東十六州は唐の五台山のある地域であり、当時の遣唐使や留学僧には慣用熟知されていたらしい（横山1974、p88）。河東道はその州数に変遷異同があり、十六州だったのは、乾元元年(758)から龍紀元年(889)の期間である（横山1974、p88）。とするなら、【史料1】の[D]「七道河東十六州」の記載は、天平宝字2年(758)以降に帰朝した遣唐使が伝えた知見を淵源とし、他の[A]～[C]より後の時代の地域観念によったことになるのだろうか。しかし、『唐会要』巻70によれば、唐代を通じて河東道は存在していたので、[D]には具体的な州数のない用語で、8世紀前期の日高見川の河口以東（実際には以北）に相当する化外の蝦夷域を示す用語が記載されていた可能性も否定できない。

また、たとえ[D]に相当する記載がなかったとしても、8世紀前期においても類似の地域観念は存在したのではないか。養老公式令51朝集使条には「東海道坂東。東

山道山東」とある「山東」は唐の山東に、『律書残篇』の「河東」は唐の「河東」に由来する可能性がある（横山1974、p89）。養老4年（720）成立の『書紀』の景行40年是歳条には碓日坂（碓氷峠）より以東を「山東諸国」と号すとあり、『統紀』神亀元年（724）4月癸卯条には「坂東九国」がみえる。「山東」「坂東」と並んで「河東」という地域観念が8世紀前期に存在した可能性は否定できない。

次節では本節冒頭で究明すべき課題とした(2)の河東十六州と古代国家との関係について考察するが、以下の行論においては便宜上化外の蝦夷域にかかわる用語として、河東十六州を用いることにしたい。

### 3 河東十六州と律令国家の関係

化外と考えられる河東十六州と古代国家はどのような関係にあったのか。そのさい注目すべきは、8世紀では蝦夷と同様に化外とされた南島が、[史料1]の[D]にふくまれていないことである。南島とは、奄美（奄美大島）などの南西諸島の諸島嶼を、中華思想の化外の南蛮として一括する呼称である（伊藤循2016b）。[D]にはこの南島に相当する記載がない。これにたいして、河東十六州の記載がある蝦夷域は、単なる化外にとどまらない地域ということになる。さらにいえば、[A][B]にみえる国郡里制を通じて実現されている実効的支配とは異なる次元において、河東十六州には明確な統治意識が介在していたといえる。この蝦夷域にたいする統治意識の基盤は何なのか。以下に述べる(1)~(3)（①~⑧はその具体例）の存在がその基盤であろう。

- (1) 蝦夷域の現地にミコトモチ（天皇の代理人）である国司が蝦夷住人の朝貢を受ける拠点（儀礼空間）の存在。①『書紀』齊明5年（659）3月是月条はその朝貢拠点を「政所」とし、8世紀の『書紀』編者注は「政所は、盖し蝦夷の郡か」とする。蝦夷の本拠地におかれた「政所」の「政」=マツリゴトは、「仕奉」=ツカエマツル（天皇に奉仕すること）の具体的行為である（吉村武彦1986）。蝦夷の仕奉はの場合朝貢なので、「政所」は個別の蝦夷の本拠地におかれた朝貢にかかわる施設である。これは8世紀には郡家と呼ばれていた。②『統紀』靈龜元年（715）10月丁丑条の閉村に建置された郡家も、住人支配のための行政機構ではなく、朝貢の拠点である（伊藤循1996・2021b）。
- (2) 律令国家（天皇）に帰服を表明した蝦夷域に本拠地をもつ蝦夷住人の存在。③『統紀』天平9年（737）4月戊午条には、征夷軍の進行にさいして「来降」してきた「雄勝村俘長等三人」が、④『類史』卷190、延暦11年（792）7月戊寅条には、入京して朝庭儀礼の場で王化に従うことを表明した「夷爾散南公阿破蘇」がみえる。
- (3) 陸奥国・出羽国の国軍に協力する化外の蝦夷域に拠点をもつ蝦夷集団の存在。『統紀』天平9年（737）4月戊午条にみえる、⑤征夷軍の行動のさいに海道蝦夷



山1974, p90)。「史料4」はその1つである。「史料4」の趣旨は、「八逆罪」は国郡司が私的に断じてはならず、朝廷に申告しなければならない、もしこの制に違背して「八逆罪」を隠避したなら、贖法を課し配流以下の連坐も適用する、この内容の勅を火急に七道と河東十六州に発令すべきだ、というものであろう。ここでは、河東十六州は単なる理念ではなく、実効的支配下にあった七道とともに、明らかに天皇の勅の布告対象になりうる版図である。たとえば「律書」中の八逆の五に記されている国郡司や民の殺害は、前節で述べた(1)~(3)の化外の帰服蝦夷について現実に起こりうる事態といえるからである。

化外の帰服蝦夷の河東十六州が「史料4」の「飛勅」の対象になっているのにたいして、同じ化外の南島の諸島嶼はここでも対象になっていない。南島の中央の朝廷における朝貢は、天皇の1代につき1度だった可能性があるが、神亀4年(727)を最後にそれも途絶え、天皇にたいする朝貢の理念のみが残る大宰府への朝貢に転換していく(伊藤循2016b)。『統紀』天平勝宝6年(754)2月丙戌条によれば、律令国家は天平7年(735)年に「南島」の諸島嶼に「嶋名并泊<sub>レ</sub>船<sub>レ</sub>処。有<sub>レ</sub>水<sub>レ</sub>処。及去就国行程」を明記した牌を設置し、天平勝宝6年(754)にそれらを修復している。樹牌のことは後に『延喜式』雑式42大宰樹牌条として定式化される。牌は遣唐使が帰朝のさいに正式航路の南路からそれた「漂著船人」に「所<sub>レ</sub>帰向<sub>レ</sub>」を知らせるために設置された(伊藤循2016b)。樹牌はあくまで遣唐使の便宜のためであり、南島の諸島嶼の「泊<sub>レ</sub>船<sub>レ</sub>処」「有<sub>レ</sub>水<sub>レ</sub>処」は掌握されても、蝦夷域におけるような人的集団にかかわる村の掌握の痕跡はない。南島について、律令国家の統治意識や版図観念は看取されない。したがって、蝦夷村の掌握による化外の帰服蝦夷にたいする天皇(律令国家)の統治意識は、河東十六州にたいする版図観念を前提としていたといえよう。

### Ⅲ 『律書残篇』と隼人域の支配

#### 1 隼人呼称の意味と『律書残篇』の史的価値

Ⅱでは、『律書残篇』の河東十六州の分析により、化外の帰服蝦夷にたいして古代国家の統治意識や版図観念が存在したという可能性に言及した。それでは、西の辺境の隼人についてはどうなのか。「はじめに」でふれたように、通説的理解によれば、隼人は東の辺境の蝦夷と並んで化外とされ、版図拡大策の対象となつたとされている。この点について、やはり『律書残篇』の分析により、あらためて検討することにした。

まず、8世紀前期の資料にもとづく『律書残篇』の「諸国郡郷里記載」により、隼人支配の基本的性格を考察するに先立って、隼人の呼称のもつ意味についてあらかじめ言及しておきたい。隼人とは王権の呪的守護に仕奉した南方人(ハヤ・ヒト)に由

来する呼称である。7世紀より以前には出身地名を冠しない隼人が、7世紀後半（天武期）以降には阿多・大隅隼人が、南九州から近畿に移住し王権守護に仕奉した。和銅年間（708—715）以降は、薩摩国・大隅国隼人（大隅建国以前は日向国隼人）が南九州の在地から6年交替で上京して王権守護に仕奉した（伊藤循2013）。隼人の呼称は王権守護の諸役が賦課されたことを契機に創出された。薩摩国・大隅国の現地住人は、隼人役が賦課される以前は肥人・薩人などと呼ばれていた（『本朝書籍目録』帝紀部、『続紀』文武4年〈700〉6月庚辰条）。隼人役の賦課以降は他の非隼人系住人とともに百姓と呼ばれた（『続紀』天平2年〈730〉3月辛卯条など）。したがって、小稿では便宜的に隼人地域・隼人郡などの用語を用いるが、この隼人は住人一般に共通する属性や民族的な次元にもとづく用語ではない。

さて、律令国家にとって西の辺境の隼人の居住地である薩摩国・大隅国について、『律書残篇』の「諸国郡郷里記載」には、次掲【史料5】のように記されている。

【史料5】 『律書残篇』の薩摩国・大隅国の記載（行論の便宜上、言及する部分に①～⑥の下線を施す。）

薩摩国 〈①郡十三、郷廿五、里六十、②去<sub>レ</sub>京行程十二日、③守、介、掾、大少目、五位以下也、

大隅国 〈④郡五、郷十九、里廿七、⑤去<sub>レ</sub>京行程十三日、⑥守、掾、大目、五位以下也、

中村明蔵氏は【史料5】を8世紀の史料とすることに疑問を呈している（中村1985）。したがって、【史料5】から8世紀前期における律令国家の隼人域の支配の特質を究明しようとする小稿にとっては、まず中村説を検討する必要がある。中村氏の論拠は次の(1)～(5)である。(1)【史料5】の②⑤に薩摩国・大隅国の京からの行程日数とあるが、『延喜式』主計寮上に見える大宰府までの行程日数（薩摩・大隅ともに12日）からみて、実は大宰府からの行程日数であり、京からとあるのは正しくない。また、西海道諸国をみると、『律書残篇』では大宰府までの行程、京までの行程、どちらともつかない行程があるなど、混乱がみられる。(2)大隅・薩摩両国の等級は中国なのに、【史料5】の③⑥の国司四等官の記載は職員令72中国条の四等官構成の規定に合わない。また、豊前・豊後などでは国守が欠けているなど、不可解な記述が多い。(3)10世紀の『和名抄』の時代は8世紀の『律書残篇』の時代とくらべ人口が増加するのが自然なのに、『和名抄』の方が郷数が少ない国がみられる。(4)肥前国と豊後国の場合8世紀の撰述とされる風土記における郷数・里数と『律書残篇』の郷数・里数はまったく一致するが、『肥前国風土記』などは平安期の撰述とする説もあり、両者の郷数・里数の一致をもって「諸国郡郷里記載」を8世紀の史料とすることはできない。(5)『律書残篇』の「国郡部総記」（【史料1】の[B]）では里数が郷数の単純な3倍になっており、実際の郷里制を前提としていたかどうか疑わしい。

以上の中村説を検討しよう。(1)について。中村氏の指摘どおり、行程には京・大宰府からの行程が入り交じり、日数にも誤りがみられ、国守が欠けていたりする。しかし、これらは転写のさいの誤写である可能性があり、必ずしも原本の誤りとはいえない。また、『律書残篇』が明法家の注疏雑記であることが指摘されているように、原本段階で行程を法令集から引用したさいに誤写した可能性も想定される。したがって、8世紀前期の段階における薩摩・大隅両国における郡郷里制の施行についての信頼性まで否定する必要はないと思われる。(2)について。[史料5]の③⑥は既述のように9世紀以降のものであるが、これにより①②④⑤の8世紀史料としての信頼性を全否定することはできない。(3)について。『律書残篇』より『和名抄』の方が郷数が少ない国は35か国中20か国以上ある(池邊彌1981)。しかし、8世紀の特定の郡の郷数が10世紀の『和名抄』よりも多いことがありうるのは、すでに木簡史料の郷名から明らかにされている(佐藤信1986・1993)。郷数の差異は必ずしも人口の増減によらない。中村氏の(3)は[史料5]の③⑥以外の8世紀中期の史料としての信頼性を全否定する理由にはならない。(4)について。現存の豊後・肥前の風土記はともに8世紀の成立であることは確定しており(植垣節也1997)、両風土記は『律書残篇』の「諸国郡郷里記載」の信頼性をはかる基準たりうる。(5)について。『律書残篇』「国郡部総記」の里数はたしかに郷数の単純な3倍となっているが、個別の国の里数は郷数の単純な3倍とはなっていない。しかも、肥前・豊後のように8世紀の他史料(風土記)の郷里数と一致している事実は、『律書残篇』の諸国郷里数が8世紀前期の実態にもとづいた数字であることを示している。「3倍」については不明だが、『律書残篇』の郷里数記載が8世紀前期の実態を反映していないとすることは適切ではない。

以上から、『律書残篇』の現存の写本の杜撰さは指摘できても、本来の史料的価値すべてを否定することはできない。『律書残篇』は延暦16年(797)以降の編述だが、[史料1][B]と「諸国郡郷里記載」が、養老5年(721)～天平9年(737)の資料にもとづいていることは確かである。次に節をあらため、8世紀前期の史料として『律書残篇』の薩摩国・大隅国の国郡郷里記載を分析し、隼人支配の基本的性格を究明することにしたい。

## 2 『律書残篇』国郡郷里記載と薩摩国隼人郡の特質

まず、[史料5]の①④の歴史的位置について確認する。①④によれば薩摩・大隅両国は郡郷里制下にあったことになる。そもそも8世紀当初の大宝令制では国郡制の下位には里が置かれた。里は50戸(郷戸)からなり、里は里長、戸は戸主の所管となった。靈龜3年(717)～天平12年(740)の時期には郷里制が導入され、里は郷となり、郷は2～3の里(小里)に分割され、50の郷戸内には2～3の房戸が設けられた。郷は郷長、小里は里正、郷戸は郷戸主、房戸は房戸主の所管となった。天平12年(740)

以降は、郷の名称はそのままで郷（郷長）-50戸（戸主）の体制となる。したがって、①④には郷里制の施行期間よりも短い養老5年（721）～天平9年（737）の歴史の一断面があらわれている。

【史料5】①④の記載から知られる8世紀の隼人支配の特質は何なのか。中村明蔵氏は、10世紀の『和名抄』と8世紀（天平8年〈736〉）の『薩摩国正税帳』により、高城郡・出水郡より以南に位置する薩摩国の「隼人一十一郡」（『薩摩国正税帳』高城郡条）の特質に言及した。中村氏は、(1)1郡1郷（令制の1里、以下同じ）の郡が3郡（伊祚郡・揖宿郡・給黎郡）存在するなど他国とくらべ郷数が少ないこと（1郡あたり2.2郷）、(2)郡司四等官（大領・少領・主政・主帳）の員数が令制より多いことを、隼人11郡の特質として指摘する。そして、(1)のうちの他国には例にない1郡1郷、(2)の郡司の員数が令制より多いことを、隼人郡の非律令的な性格として強調した（中村1971）。

まず、中村氏が隼人郡の非律令的な性格として指摘した点について検討したい。中村氏が1郡1郷を非律令的だとする史料的根拠は、1里（＝郷）の郡を想定していない養老戸令2定郡条である。しかし、これは郡の規模を規定したものであり、郡の成立要件を規定したものでない。また、『令集解』同条の令釈・古記は2里未満の里を肯定している。実際に薩摩国以外にも1里（＝郷）規模の建郡の例が存在する（『統紀』天平勝宝7年〈755〉5月丁丑条・天平宝字2年〈758〉8月丁丑条）。したがって、1郡1郷（＝里）は隼人社会を律令的に編成するための措置であり、非律令的とするのは適切ではない（伊藤循1984）。(2)について。中村氏の指摘のとおり、『和名抄』の郷数にしたがえば、天平8年（736）『薩摩国正税帳』みえ、「隼人一十一郡」に属する阿多郡・薩摩郡の郡司の員数は令制の定数より多い。しかし、『和名抄』の郷数にしたがうと、8世紀の尾張国中島郡、越前国丹生郡・江沼郡・加賀郡なども職員令の郡司定員より多いことになる<sup>3)</sup>（『天平6年〈734〉尾張国正税帳』・『天平2年〈730〉越前国正税帳』）。何よりも、非隼人郡である出水郡の郡司の員数も令の定数より多いことを重視するなら、郡司の員数の多さを非律令的性格とすることは適切ではない。

とはいえ、隼人郡を非律令的だとすることを除けば、(1)1郡あたりの郷数が少ないこと、(2)郡司の員数が令制より多いことを、8世紀前期の薩摩国における隼人郡の特質とすることは妥当であろう。この点について中村説を補完しておく。(1)1郡の郷数（令制では里数）が少ないことについて。【史料5】の①「郷廿五」から、仮に『和名抄』により非隼人郡の高城郡の6郷、出水郡の5郷を引くと、隼人11郡の1郡あたりの郷数は約1.3郷となる。したがって、8世紀前期の隼人11郡における1郡1郷の郡は、10世紀の3郡より多くなるだろう。ただし、①の「郷廿五」は「郷卅五」の誤写の可能性もある。しかし、【史料5】の④によれば、8世紀の大隅国における1郡あたりの郷数は3.8郷であり、1郡の郷数が少ないという薩摩国隼人郡の特質は8世紀でも

同様となる。(2)の郡司の員数について。既述したとおり、薩摩国における『律書残篇』の郷数が『和名抄』より10郷少なかったとすると、非律令的ではないとしても、隼人郡における郡司の員数の多さは、中村氏が指摘するように、やはり隼人支配の特質の1つとなる。

(1)1郡1郷に象徴される1郡の郷数の少なさ、(2)郡司の員数の多さという、本節の『律書残篇』の分析により再確認された8世紀前期における薩摩国の隼人郡支配の特質がなぜ生じたのかが、次に問題となる。

### 3 薩摩国における郡郷里制の特質と養老五年造籍

本節ではまず、前節で指摘した薩摩国における郡郷里制の特質を内包する【史料4】の①④の年代の上限が、養老5年(721)であることに注目したい。養老5年は造籍年であり郷里制の編成に何らかの改編があった可能性が想定されるとともに、薩摩国のみを対象とする次掲の【史料6】の施策が関連している可能性がある。

【史料6】『統紀』養老5年(721)12月辛丑条

薩摩国。人希多。随<sub>レ</sub>便并合。

下線部の「多」の上には文字の脱落があることが指摘されているが、施策の趣旨は「薩摩国は人口が希薄だから便宜をはかり併合せよ」というものである。便宜とはいかなる便宜で、併合とは何を併合するのか。まず、併合についていえば、【史料5】の①④では大隅国の5郡に比べ薩摩国の郡数は13郡とかなり多く、13郡が併合の所産とは考えがたい。残るは、郷・里(小里)か郷戸・房戸の併合しかない。養老5年(721)には「養老五年籍式」が施行されている(『令集解』戸令23応分条古記)。同式については養老5年の戸籍や郷里制・房戸制の施行とは関係はなく、庶人の嫡子選定に関連する式だとする説がある(中田興吉2000)。しかし、嫡子は戸主を確実に継承するために選定され、律令国家は戸主を通じて流動的な住人らを掌握し、律令制の諸制度・支配の徹底をはかろうとうとしていた(田中禎昭2019)。したがって、養老5年籍式が【史料6】に直接関連することはないにせよ、戸主を媒介とする律令国家による住人掌握の強化との関連は想定しうる。【史料6】の施策は、同じ隼人の諸役を賦課される国でありながら、大隅国ではなく、とくに薩摩国に発令されている。それは薩摩国の特質である1郡1郷に象徴されるような、郷の少ない郡の成立とかかわるのではないか。

戸あるいは郷・里の「併合」によって戸主あるいは郷長・里正1人あたりの所管人数を増やし、それらの掌握によって隼人の諸役や租税のを徴発・徴収の強化がはかられた可能性をここでは想定したい。これこそが、【史料6】にみえる「便宜」だと推測される。1郡1郷に象徴される薩摩国の郷数の少ない郡は、【史料6】の施策と養老5年籍式によって推進された同年の造籍・編戸の過程ではじめて生まれたのではな

かろうか。また、郷および郷戸・房戸の併合とともに郡司の増員が、薩摩国隼人11郡における律令制的支配の強化を補完した可能性が指摘される。一般に郡司候補者となる在地の有力者が同一郡内には多数存在し、郡司は令の規定とは異なり終身ではなく交替でその職についた（須原祥二1996）。令制の定数に規定された在地有力者らによる郡司職（四等官）の持ち回りは、在地の有力者層が結集し、その代表が交替で郡司職につくという慣行の存在を示唆している。

薩摩国では律令制的支配の徹底のために併合により郷長・戸主数を減らしたとすれば、それは候補となる有力者が薩摩国ではあまり多くは成長していなかったからであろう。また、薩摩国の隼人郡における郡司数が令制より多くなったのは、有力者層の結集が十分ではなく、令制どおりの員数の郡司では郡内の律令制的支配が十全ではなかったからではなかろうか。それゆえ、郷長・戸主を減らしたり、共同体の基盤を異にする有力者を極力多く郡司に任用することによって、律令制的支配を徹底しようとしたのであろう<sup>(4)</sup>。

このような郷里制をめぐる支配体制の再編成が8世紀前期の薩摩国で行われたとする推測が許されるなら、その契機は養老4年（720）の隼人の反乱だったといえる。この反乱はそれまでにない大規模な反乱であり、大隅国守の殺害に端を発しながらも、薩摩国にまで拡大していた（永山修一2009）。この約10年後の天平2年（729）に薩摩・大隅両国で班田制の施行が日程化されたのは（『統紀』同年3月辛卯条）、郷里制を媒介とする養老5年（721）以降の両国の律令制的支配の深化によるのではないか。そして、郡郷里制を施行するためには、郷里制の前提となる50戸1里制や戸籍支配がすでに養老5年（721）以前の薩摩・大隅両国で実施されていたと考えられる。隼人域では蝦夷域とは異なる律令制的支配がすすんでいた可能性を、『律書残篇』の分析により指摘することができる。

#### IV 蝦夷域・隼人域における版図拡大と建郡

『律書残篇』の分析により、Ⅱでは化外の帰服蝦夷にたいして古代国家の統治意識・版図観念が存在したという可能性を、Ⅲでは8世紀前期に隼人域がすでに国郡里制下にある化内だったことを指摘した。次に「はじめに」で述べたとおり、古代国家の蝦夷・隼人政策の目的が版図拡大にとどまるのかどうか、という問題を検討する。

近年の研究では律令国家による蝦夷域・隼人域における征討・辺境政策の目的を、版図（領域・国家的支配も同じ意味）の拡大に求めるような、古代の固有の特質というよりは、通時代的な一般論の枠におさまるような理解となっている。しかし、律令国家の東西の辺境政策の目的を版図拡大という一般論にとどめてよいのだろうか。

まず、蝦夷域についてはどうか。近年までの膨大な研究を概括する鈴木拓也氏の講

座論文によれば、この版図拡大策は征夷・城柵の設置、公民の柵戸移民などによる建郡を具体的内容としていたというのが通説的理解になっている（鈴木2015、p319。熊谷公男2015の概説なども同様の理解）。しかし、すでに指摘したように、郡に編成されていない化外の帰服蝦夷域にたいして、実体的な蝦夷村を基盤とする河東十六州という版図観念が存在していたとするなら、化外の蝦夷域における建郡の目的を単に版図拡大から説明するだけでは不十分ではないだろうか。そもそも律令国家が版図を拡大することには、どのような意味があるのか。その一端は、次掲の【史料7】にかがうことができる。

【史料7】『続紀』宝亀11年（780）2月丁酉条（行論の便宜上、下線部①②を施す）

（前略）於<sub>レ</sub>是。下<sub>レ</sub>勅曰。海道漸遠。来犯無<sub>レ</sub>便。山賊居近。伺<sub>レ</sub>隙来犯。遂不<sub>レ</sub>伐撥<sub>一</sub>。其勢更强。①宜<sub>下</sub>造<sub>一</sub>覚贅城<sub>得<sub>中</sub>膽沢之地<sub>上</sub></sub>。②两国之恩莫<sub>レ</sub>大<sub>一</sub>於斯<sub>一</sub>。

【史料7】は、雪解けを待って賊地（化外の未服蝦夷の地）に進軍して覚贅城を造営したいという陸奥国の申請にたいする、光仁天皇の勅裁である。天皇の勅は、（陸奥国の百姓居住地は）海道蝦夷からは遠く来襲に不便だが、山賊（山道蝦夷）は居住地が近く、隙をうかがい来襲する、征討しなければ勢力はさらに強くなるから、覚贅城を造営して「胆沢之地」を獲得せよ、としている。下線部①に明らかなように、伊治砦麻呂の大反乱の契機となる宝亀11年（780）征夷の直接的な目的は、宮城県内陸北部に設置されていた伊治城のさらに北方に覚贅城を造営して、岩手県の北上盆地南部の「胆沢之地」を獲得することにあった。まさに、領土獲得・版図拡大を意図している。しかし、重要なのは版図拡大の歴史的意義であろう。下線部②によれば、「胆沢之地」獲得の目的は、两国（陸奥国・出羽国）の秩序安寧にある。この場合の化外域への版図拡大は領土の獲得というより、国郡制という実効的支配下にある化内域の秩序安定にあった。そこには近代的な経済的意味はない。

薩摩国・大隅国における隼人政策についても、蝦夷と同様に征討、城柵の設置、公民の移民などによる建郡という版図拡大策を目的としていたとする見解が有力である（鈴木拓也2015、p333・334）。『律書残篇』によれば、薩摩国では隼人域の11郡は8世紀中期の段階でも10世紀中期の『和名抄』段階でも変化はなく、この間に建郡による版図拡大はない。『律書残篇』の【史料5】の①からは、養老4年（720）の征討後郷里制が再編成された可能性が想定されることはすでに述べたとおりであり、養老年間（717-724）における建郡の可能性は低い。大宝2年（702）以降における薩摩国とその管郡の建置は版図拡大といえるが、その目的は版図拡大そのものというより、東シナ海からの唐の侵攻に備えるための国郡制の整備である。和銅6年（713）の建郡をとまなわない大隅国建置も同様だったと思われる（伊藤循2013）。大隅国は日向国の肝属・曾於・大隅・始良郡を分割して成立した（『続紀』同年4月乙未条）。また

[史料5] の④によれば、大隅国は5郡であるから、建国後まもなく桑原郡（国府所在）が建置されたことが知られる。『和名抄』によれば桑原郡には豊後・豊前・肥後国からの移民の痕跡が知られ、桑原郡建置は国府の勢力基盤の強化を目的としていたと考えられる。また、大隅国菱刈郡建置は浮浪人の郡の編成による公民化を目的としており（『続紀』天平勝宝七年〈755〉5月丁丑条）、隼人域における建郡を意味しない。大隅国建置あるいは建郡の目的も、単なる版図拡大にはとどまらない。

## V おわりに

蝦夷域・隼人域における建郡は版図拡大にとどまらない目的があった。建郡は太政官が上奏して天皇の勅裁を仰ぐべき重要な国事であった（養老公式令3論奏式条）。また、「郡司読奏」儀礼に象徴されるように、7世紀中葉から11世紀にいたるまで全国の郡司は天皇との直接的な関係の中で任用されるという実態ないしは理念が存在した（磐下徹、2007）。建郡は地域に根を張る在地首長層を把握することで古代国家の全国支配を徹底するとともに、天皇の権威や求心性を高める重要な意味があったと考えられる。とりわけ化外の蝦夷域における建郡は、内国（化内）における建郡とは別の政治的意味があったのではないか。

また、蝦夷域における建郡の場合、「造<sub>二</sub>建郡家<sub>一</sub>。為<sub>二</sub>編戸民<sub>一</sub>」（『続紀』靈龜元年〈715〉10月丁丑条）という化外の蝦夷から編戸民（百姓）への身分変更がともなったのにたいして、隼人域の建郡では身分変更がともなったことを示す史料は確認されない。したがって、隼人域における版図拡大は、蝦夷域における版図拡大と同列に論じることとはできない。隼人域における版図拡大を蝦夷と同列に論じる背景には、隼人を化外とする有力な説の存在がある。隼人について化外とされる夷人雑類にそって解釈する『令集解』賦役令10辺遠国条古記の文言などから、隼人を化外だとする説や（大高広和2013）、隼人域には他の地域の律令制的支配との明確な差異が見出しがたいとしながらも、化外の蝦夷・南島と共通する朝貢制の存在から隼人を化外とする説がある（菊池達也2012・2014）。

しかし、『律書残篇』によれば、養老5年（721）～天平9年（737）の間、薩摩・大隅国の隼人域は、まぎれもなく国郡郷里制に編成された化内の百姓の領域であった。このことを天平10年（738）ごろの成立である『令集解』の古記が知らなかったはずはない。隼人について夷人雑類との関連で言及する上記の古記は、『書紀』などにみえる国郡（評）制下になかった地名を冠しない隼人や阿多・大隅隼人など、対外諸集団に化内・化外の区別がなかった大宝律令制の前段階の隼人について論じているとすべきである。また、8世紀の薩摩・大隅両国隼人の朝貢は天皇守護を前提とするものであり、その天皇守護の場である朝庭の儀礼空間における隼人は、中華的世界を現出

する化外の存在とはなっていない（伊藤循2021a）。このことは、さらに小稿における『律書残篇』の「国郡部総記」・「諸国郡郷里記載」の分析によって裏づけられたといえよう。

#### 《注》

- (1) 1番目の大倭国、2番目の芳野監は、3番目以降の国には記載のある京からの行程を欠いているため、行論の便宜上3番目の河内国を掲げた。
- (2) 化内化した田夷・俘囚は河東十六州の前提になっていない。田夷は戸籍に登載されて国郡制に編成された百姓であり（伊藤循、2021b）、[史料1]の[B]に包摂される。化内化した「化民」（王化の民、『統紀』神護景雲3年（769）11月己丑条）である俘囚は、浮浪人と同じく郡には編成されていなかったが、国司が個別に身分台帳で掌握していたと考えられ、史料上「○○郡俘囚」としてあらわれることがある。
- (3) ただし、隠岐国諸郡では10世紀より8世紀の方が郷数が多かったが、それは令制の郡の等級や郡司の定員とも整合的である（佐藤信1986）。尾張国・越前国の諸郡の場合も、8世紀の方が郷数が多く、『和名抄』の郷数を基準とするよりも郡の等級が上位になるとすれば、令制の郡司の定数より多いとはいえなくなる。
- (4) 鹿児島県薩摩川内市の京田遺跡から「嘉祥三年」（850）の年代と、「大領薩麻公」という隼人系の郡司名を記す木簡が出土している（木簡学会編『木簡研究』24（2002）p155）。これにより、高城郡と考えられる非隼人系とされてきた地域に、隼人系の住人も居住していた可能性が高いことが知られる。また、天平8年（736）『薩麻国正税帳』によれば、隼人郡にも隼人系以外に非隼人系郡司の存在が確認され、薩摩国諸郡は隼人系・非隼人系両方の、属性を異にする有力者を郡司にする必要があったこと、したがって基盤を異にする諸集団の結集が低位にあったことが推測される。なお、薩摩国に阿多君の記録が皆無であることから隼人系の有力首長だった阿多君氏が衰退したとする説もあるが（中村明蔵1977）、薩摩国建国後は隼人系の有力者の多くに、阿多君ではなく薩摩国の国名にちなむ薩摩君が賜姓された結果にすぎないと考える。

#### 〈参考文献〉

- 池邊彌、1981、「和名類聚抄郡郷里駅名解説」（『和名類聚抄郡郷里駅名考證』吉川弘文館）
- 伊藤循、1984、「隼人支配と班田制」（『千葉史学』4）
- 伊藤循、1986、「律令制と蝦夷支配」（田名網宏編『古代国家と支配構造』東京堂出版）
- 伊藤循、1996、「古代国家の蝦夷支配」（鈴木靖民編『古代王権と交流1 古代蝦夷の世界と交流』、名著出版）
- 伊藤循、2013、「隼人の天皇守護と夷狄論批判」（『古代天皇制と辺境』同成社、2016）
- 伊藤循、2016a、「[上治郡]と蝦夷郡」（『古代天皇制と辺境』同成社）
- 伊藤循、2016b、「古代天皇制と南島」（『古代天皇制と辺境』同成社）
- 伊藤循、2021a、「古代国家の対外観念をめぐる基礎的考察」（『千葉史学』78）
- 伊藤循、2021b、「古代蝦夷域における郡の性格」（『統日本紀研究』425）
- 磐下徹、2007、「郡司と天皇制」（『日本古代の郡司と天皇』（吉川弘文館、2016）
- 植垣節也、1997、「解説」（『新編日本古典文学全集 風土記』小学館）
- 大高広和、2013、「大宝律令の制定と「蕃」「夷」（『史学雑誌』122-12）

- 鎌田元一、1991「郷里制施行と靈龜元年式」(『律令公民制の研究』塙書房、2001)
- 菊池達也、2012、「隼人の「朝貢」」(『律令国家の隼人支配』同成社、2017)
- 菊池達也、2014、「律令国家の九州南部支配」(『律令国家の隼人支配』同成社、2017)
- 岸俊男、1951、「古代村落と郷里制」(『日本古代籍帳の研究』塙書房、1973)
- 黑板伸夫・森田悌編、2003、『訳註日本史料 日本後紀』集英社)
- 坂本太郎、1928、「『律書残篇』の一考察」(『日本古代史の基礎的研究下 制度篇』東京大学出版会、1964)
- 佐藤信、1986、「古代隠伎の郷里について」(『日本古代の宮都と木簡』吉川弘文館、1997)
- 佐藤信、1993、「古代安房国と木簡」(『日本古代の宮都と木簡』吉川弘文館、1997)
- 鈴木拓也、2008、『蝦夷と東北戦争』(戦争の日本史3、吉川弘文館)
- 鈴木拓也、2015、「律令国家と夷狄」(『岩波講座日本歴史第5巻、古代5』岩波書店)
- 須原祥二、1996、「八世紀の郡司制度と在地」(『古代地方制度形成過程の研究』吉川弘文館、2011)
- 田中禎昭、2019、「八世紀における戸主の任用と年齢秩序—大宝二年御野国半布里戸籍の検討—」(『専修大学人文科学年報』49)
- 永山修一、2009、「隼人の戦いと国郡制」(『隼人と古代日本』同成社)
- 中田興吉、2000、「養老五年籍式考」(『日本歴史』624)
- 中村明蔵、1971、「律令制と隼人支配について—薩摩の国に租の賦課をめぐって—」(『隼人の研究』学生社、1977)
- 中村明蔵、1977、「大隅と阿多」(『隼人の研究』学生社)
- 中村明蔵、1985、「隼人国の租の賦課についての再論」(『熊襲・隼人の社会史研究』名著出版、1986)
- 横山貞裕、1974、「律書残篇の河東十六州」(『日本歴史』371、1974年)
- 吉村武彦、1986、「仕奉と貢納」(朝尾直弘他編『日本の社会史4 負担と贈与』(岩波書店)。